

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 62 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2020 年 6 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

外国投資規制の改正

連邦政府は、対豪投資を規制している外資買収法の大改正を行うことを発表しました。現在 COVID-19 対策として行われている一時的な改正と異なり、抜本的な規制変更が行われることとなります。改正法は、2021 年 1 月 1 日から施行することを目指しており、7 月に改正案のドラフトが発表される予定です。

改正内容は多岐に渡りますが、特筆すべきは、sensitive national security business と定義される特定の重要事業分野への投資（10%以上の持分取得）、又はそのような事業を開始する場合、金額の多寡に関わらず、外資審議委員会（FIRB）の承認が必要となることです。対象となる事業は今後の協議により特定されますが、現時点では、電気・水道・ガスや港などのインフラ事業、国家の安全に関わる機密性の高いデータなどを収集・保管する事業などが想定されています。

また、これまで FIRB による承認は、会社や事業を取得する時点の審査のみでしたが、今回の改正により、承認済みの外国投資について、重要な事情変更などにより、国家の安全を脅かすリスクが生じたと認められる場合、事後的に新たな条件を課したり、最終手段として事業の売却を求めたりすることができるようになります。その他にも、罰則の強化や審査期間の延長など、多くの変更が予定されています。

本稿では、政府が公表した改正の概要について解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

[Japan Practice 紹介サイト](#)



その他の注目のトピック

QLD 州の採掘・資源業界に対する職場上の過失致死罪の導入（資源・エネルギー／労働法）

2020年5月、クイーンズランド州政府は、一般的な職場に適用される安全衛生に関する法律で既に導入されていた職場上の過失致死罪

(industrial manslaughter) に概ね整合させる形で、採掘・資源業界にも同罪を導入する法案を可決しました。労働者が採掘業務を行う過程で死亡（又は傷害を負った後に死亡）した場合で、雇用主又は上位役員（Senior Officer）の過失による行為が労働者の死亡を引き起こしたことが認められる場合、雇用主及び上位役員は、職場上の過失致死罪の刑事責任を追究される可能性があります。刑罰の上限は、個人に対して懲役 20 年、会社に対して罰金 1300 万豪ドルです。

また、同法案により、石炭採掘事業に関して、現場最高責任者や地下鉱山マネージャーなど、特定の役職に就く者は、炭鉱運営者（coal mine operator）の従業員でなければならないとする規制も導入されました。特定の役職に炭鉱運営者の従業員以外の者が就いている場合、2020年5月25日から18ヶ月以内に、炭鉱運営者の従業員となるように移行する必要があります。

本稿では、本法案の内容と実務上の留意点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

商業用不動産のテナントに対する救済措置のアップデート（OLD 州・WA 州）（不動産法）

連邦政府が発表した、商業用不動産の賃貸借契約の一時的な見直しを求める義務規範（Mandatory Code of Conduct）を具体化、実施するため、他の州に続いて、クイーンズランド州及び西オーストラリア州でも、テナント救済措置を定める州法が施行されました。

クイーンズランド州では、賃貸借契約の条件の見直し交渉について、①リクエスト、②情報共有、③オファー、④交渉、⑤合意の 5 つの場面に分け、交渉の手順と内容を発表しています。同州法の概要と実務上の留意点（英語）については、こちらの[リンク](#)をご参照ください。

西オーストラリア州では、基本的なテナント救済の枠組みは他州と同様であるものの、テナントから賃貸借契約見直しのリクエストを受け取ったオーナーは、14 日以内に救済案を提示しなければならないなど、州独自のルールがある点に留意が必要です。同州法の概要と実務上の留意点（英語）については、こちらの[リンク](#)をご参照ください。

オーストラリア会社法概説 【第 2 版】（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されましたので、お知らせします。第 2 版では、2014 年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しました。本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

職場の COVID-19 対策の新ガイドラインの発表（労働法）

豪州の国家的な対応を調整する役割を担うナショナルキャビネットは、リモートワークからオフィス勤務への復帰を目指す企業に向けて、COVID-19 に関する職場安全のための原則を発表しました。また、それに関連して、業界ごとのガイドラインや各州の規制機関による監督指針が発表されました。各企業は、オフィス勤務に戻す前に、職場の安全衛生を維持するための綿密な計画を検討し、オフィス勤務再開後も、積極的な感染対策を取ることが求められます。

本稿ではガイドラインの概要と実務上の留意点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

オンラインセミナー開催のご報告

2020年6月2日に、「豪州における新型コロナウイルス対策と法的問題」をテーマにしたオンラインセミナー（クレイトン・ユッツ法律事務所、ブリスベン日本商工会議所、クイーンズランド州政府駐日事務所の共催）が開催されました。

オンラインセミナーの前半では、クイーンズランド州政府駐日事務所が、新型コロナウイルスに対する州政府の対応策及び州政府による最近の支援プログラムについて解説し、後半では、加納弁護士と鈴木弁護士が、外国投資規制の一時的な改正、支払不能状態にある会社の取締役の責任、及びそのような会社に対する債権回収時に留意すべき点について解説しました。

当日は、日本及び豪州を始めとする各国から、170名を超える方にご参加いただき、オンラインセミナーの終盤では時間内に答えきれないほどの数のご質問を頂戴しました。ご参加いただいた皆様には、改めて御礼申し上げます。また、本オンラインセミナーの録画が事務所ウェブサイトにて公開されておりますので、当日ご参加できなかった方々も、お時間のある際にご視聴いただけますと幸いです。

オンラインセミナーは、こちらの[ウェブページ](#)の「オンラインセミナー」のタブからご覧いただけます。また、講演で使用した資料（クレイトン・ユッツ法律事務所が使用した分のみ）はこちらの[リンク](#)先からダウンロードできます。

オンラインセミナーへのご意見・ご感想や、次回取り上げで欲しいトピック等がございましたら、ジャパン・プラクティス・グループのメンバーまでご連絡ください。今後も、皆様のビジネスに影響が大きいと思われる情報をお届けしていきたいと考えておりますので、次回のオンラインセミナーにも是非ご参加ください。

今後のセミナー等の予定

豪州雇用法（雇用条件及び解雇に関する問題点）

加納弁護士が行う予定であった、「豪州雇用法（雇用条件及び解雇）」をテーマとする講演は、シドニー、メルボルンともに、当面延期されることとなりました。代替日が決まりましたら、改めてご案内いたします。同講演では、従業員の雇用条件と解雇に関するルールや問題点を中心に、日本企業がオーストラリア子会社を適切に運営・管理するために注意すべき雇用法の重要箇所について、最新の事例や法改正等にも触れながら解説する予定です。

豪州の不動産投資と資金調達（東京）

加納弁護士がパネリストとして参加予定であった、第4回 IBA アジアを基盤とする国際金融法会議（4th IBA Asia-based International Financial Law Conference）は、11月下旬まで延期されることとなりました。同会議では、「不動産投資と資金調達」のテーマで、豪州で不動産投資を行う場合に生じる法的問題、一般的な投資ストラクチャー、資金調達の方法、クロスボーダー投資を行う際に生じる論点等について解説する予定です。

最近行われたセミナーのご報告

COVID19 の影響を受けた事業を支援する豪州政府の政策（2020年5月29日、オンライン）

加納弁護士が、2020年5月29日に、「COVID19 の影響を受けた事業を支援する豪州政府の政策」をテーマに講演（ブリスベン日本商工会議所主催 2020年度第1回オンライン勉強会）を行いました。新型コロナウイルスによって打撃を受けた企業を救済するための二つの立法について、制度の概要と実務上の留意点等について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードすることができます。

豪州の観点から見たガバナンス（2019年8月13日、ブリスベン）

加納弁護士が、2019年8月13日に、「豪州の観点から見たガバナンス」をテーマに講演（ブリスベン日本商工会議所主催 2019年度第2回勉強会）を行い、現地取締役の責任や不祥事対応、JV 契約や JV 運営上の注意点に焦点を当てて、日本企業によるオーストラリアでの企業管理に関する主要な法令と実務上の注意点等について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードすることができます。

最近の出版物

『オーストラリア会社法概説』〔第2版〕（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されましたのでお知らせいたします。第2版では、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しました。本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

『オーストラリアにおけるビジネス展開』（2019）

本稿は、対オーストラリア投資を成功に導くために知っておいた方がよい法律や規制を網羅し、その概要について紹介する最新版の冊子です。本稿はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードできます。ウェブページ版はこちらの[リンク](#)先からご確認いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之
メール：hkano@claytonutz.com



シニアアソシエイト 山浦茂樹
メール：syamura@claytonutz.com



シニアアソシエイト 鈴木正俊
メール：msuzuki@claytonutz.com



シニアアソシエイト Jessica Lee
メール：jeslee@claytonutz.com



ロイヤー 藤崎信吾
（日本に出向中）



ロークラーク 高木大輔
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：dtakagi@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
メール：kotake@claytonutz.com